

## < 巻頭言 >

### 歯科口腔保健法に基づく地域歯科保健活動の推進と今後の課題

三浦宏子

国立保健医療科学院国際協力研究部長

## Implementation of community dentistry due to the Act concerning the Promotion of Dental and Oral Health and challenges for the future

Hiroko MIURA

Director, Department of International Health and Collaboration, National Institute of Public Health

歯・口腔の健康は、健全な摂食や構音といった必須の生活機能にも深く関与し、健康で質の高い生活を営む上で大きな役割を果たす。平成23年8月に制定された歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）第12条を受け、国としての具体的な目標と計画を定めた「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下、基本的事項）が、平成24年7月に厚生労働大臣より告示されたことは記憶に新しいところである。多くの都道府県では、健康日本21（第二次）に基づく健康増進計画と調和を図りながら、平成24年度に歯科口腔保健に関する計画づくりが進められ、平成25年度より具体的な対策が進められているところである。基本的事項は、平成25年度からの新たな歯科口腔保健対策の10か年戦略を示すものである。これまでも、8020運動（満80歳で20本の歯を残そうとするヘルスプロモーション活動）が展開されてきたが、今後は歯科口腔保健法の枠組みのなかで、さらに地域の実情に見合った対策が推進されることが期待される。

これまでの歯科口腔保健に関する一連の施策の効果は、8020を達成した者の割合が40%に達する（平成23年歯科疾患実態調査）等の具体的な成果に結実しているところである。小児のう蝕有病状況もこの10年間は一貫して低減傾向にある。12歳児の一人平均う蝕数の最新値（平成25年度・学校保健統計調査）では1.05歯となっており、実に平成元年の値の4分の1以下となっている。また、歯周病については、メタボリック・シンドロームとの関連性が近年指摘されており、その予防は生活習慣病対策の一環としても大きな意義を有する。このように歯科疾患の疾病構造は大きく変容を遂げ、歯科口腔保健に関するニーズも大きく変化した。

一方、超高齢社会を迎えて、歯科口腔保健に求められる内容もその範囲が拡大し、経口摂食や発話機能などの口腔機能の維持・向上を図る施策の重要性が指摘されている。これまで、歯科口腔保健対策の最終的なアウトカムとして歯の喪失の抑制が掲げられることが多かったが、口腔機能は必須の社会生活機能のひとつであるため、その維持・向上は今後の歯科口腔保健対策の大きな柱になるものと考えられる。

そこで、本特集号では、基本的事項の制定とその後の歯科口腔保健を取り巻く状況の変化について、複眼的なレビューを試みた。まず「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の特色と具体的な取り組みを踏まえた上で、近年の歯科疾患の疾病構造の変化、久山町データによる歯周病と糖尿病との関連性、高齢期の地域住民の口腔機能の現状と課題、健康格差縮小のための地域での取り組み、ならびに行政での歯科保健領域での人材育成についてまとめ、地域での歯科口腔保健の取り組みに際して役立つ情報を提示した。本特集は本年度開催された第72回日本公衆衛生学会総会での歯科口腔保健に関するシンポジウムでの話題提供を中核に企画されたものであるが、前回の歯科口腔保健に関する特集号（保健医療科学・第60巻第5号、平成23年）も併せて参照していただくと、より深く今後の地域歯科保健活動の方向性を理解することができると考えている。本特集が、地域歯科保健活動のさらなる活性化の一助となることを願っている。